

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第18期第3四半期)

株式会社サイエンスアーツ

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 山道 裕己 殿

**【提出日】** 2021年10月19日

**【四半期会計期間】** 第18期第3四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

**【会社名】** 株式会社サイエンスアーツ

**【英訳名】** Science Arts, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 平岡 秀一

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区神楽坂四丁目1番地1オザワビル7階

**【電話番号】** 03-5846-9670 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 松田 拓也

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区神楽坂四丁目1番地1オザワビル7階

**【電話番号】** 03-5846-9670 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 松田 拓也

# 目次

	頁
第一部【企業情報】 .....	1
第1【企業の概況】 .....	1
1【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2【事業の内容】 .....	2
第2【事業の状況】 .....	3
1【事業等のリスク】 .....	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3【経営上の重要な契約等】 .....	4
第3【提出会社の状況】 .....	5
1【株式等の状況】 .....	5
2【役員の状況】 .....	7
第4【経理の状況】 .....	8
1【四半期財務諸表】 .....	9
2【その他】 .....	14
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	15
四半期レビュー報告書 .....	巻末

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期 第3四半期 累計期間
会計期間		自 2020年9月1日 至 2021年5月31日
売上高	(千円)	240,071
経常損失(△)	(千円)	△107,879
四半期純損失(△)	(千円)	△107,808
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	50,000
発行済株式総数	(株)	33,560
純資産額	(千円)	220,942
総資産額	(千円)	404,401
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△35.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	54.6

回次		第18期 第3四半期 会計期間
会計期間		自 2021年3月1日 至 2021年5月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△11.69

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
5. 当社は、第17期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成しておりませんので、第17期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は、2021年7月16日開催の取締役会決議に基づき、2021年8月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は3,322,440株増加し、3,356,000株となっております。1株当たり四半期純損失については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、今後も注視してまいります。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響を受け、急速に景気が悪化し極めて厳しい状況にありましたが、各種政策の効果もあり経済活動に一時持ち直しの動きが見られたものの、昨年11月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大が加速したことにより、1月には2度目の、4月には3度目の緊急事態宣言が発令される等先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が事業展開する国内のソフトウェア市場におきましては、働き方改革や人手不足の解消などの課題解決に向けコミュニケーションの促進や業務の自動化・効率化につながるソフトウェアの導入が進み、2020年度は前年度比9.7%増の1兆5,052億円※1が見込まれております。さらに、IP無線市場ではモバイル通信端末のコンシューマ向け市場における成長は一段落するものの、法人向け市場は「働き方改革」「IoT」普及の流れの中で今後も成長が期待されている上、アナログ無線の終了や公衆PHSのサービス終了に伴い、従来の無線機やPHSなどの代替としてIP無線へのニーズが高まることが期待されます。当社の提供するサービス「Buddycom」の国内における潜在市場規模については、約1,500億円と推計※2しております。当社は「世界中の人々を美しくつなげる」ことをミッションに掲げ、「デスクレスワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム」の新たな市場の創出を図りながら、開発・販売を行ってまいります。

このような経営環境のもと、当社の主力サービスであるインターネット無線アプリBuddycomの開発及び販売に注力いたしました。売上高は伸長した一方、Buddycomの開発及び販売強化のための人員増加による人件費の増加、知名度向上のための広告宣伝費の増加等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は240,071千円、営業損失は109,729千円、経常損失は107,879千円、四半期純損失は107,808千円となりました。

※1 株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」（2020年9月）

※2 国内における全ての潜在顧客、デスクレスワーカーに導入された場合の、顧客による年間支出総金額。  
（日本のデスクレスワーカー人口（2021年5月の総務省統計局「令和2年 労働力調査年報」より当社推計）×ID当たりの平均年間課金額）

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(Buddycom事業)

Buddycom事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、営業活動が制限されたことや、影響の大きい運輸業等を中心とした既存顧客の解約等が発生いたしました。マーケティング強化による知名度の向上、代理店営業力の強化等により契約社数は増加し、当第3四半期会計期間末の契約社数は370社（前事業年度末256社）となり、ARR※は244,120千円（前事業年度末162,165千円）となりました。以上の結果、当第3四半期累計期間における、Buddycom利用料売上が153,792千円、アクセサリ売上が78,292千円となり、セグメント売上高は232,085千円、セグメント損失は114,538千円となりました。

※ARR：Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のBuddycom利用料売上を12倍して算出。

(その他)

ALTIBASE事業を「その他」に含めております。ALTIBASE事業については、積極的には展開しない方針であり、当第3四半期累計期間におけるその他の売上高は7,986千円となり、セグメント利益は4,809千円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産につきましては、前事業年度末に比べ23,629千円減少し、404,401千円となりました。

これは主に、売掛金の増加（前事業年度末比25,008千円増）がありましたが、現金及び預金の減少（前事業年度末比49,606千円）等によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債につきましては、前事業年度末に比べ34,029千円増加し、183,459千円となりました。

これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少（前事業年度末比3,060千円減）、長期借入金の減少（前事業年度末比13,557千円減）等がありましたが、売上高が伸長したことによる前受収益の増加（前事業年度末比31,227千円増）、買掛金の増加（前事業年度末比15,965千円増）等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ57,658千円減少し、220,942千円となりました。

これは、自己株式の処分に伴うその他資本剰余金の増加（前事業年度末比48,483千円増）及び自己株式の減少（前事業年度末比1,666千円減）、四半期純損失計上による利益剰余金の減少107,808千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、サービス開発、マーケティングなどの先行投資を継続的に行うことなどにより、継続して当期純損失を計上し、純資産が減少しておりますが、前事業年度及び当第1四半期会計期間に第三者割当（自己株式の売却）による資金調達を実施しており、純資産の向上を図っております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は4,929千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000
計	160,000

(注) 2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は11,840,000株増加し、12,000,000株となっております。

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,560	3,356,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となります。
計	33,560	3,356,000	—	—

(注) 2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は3,322,440株増加し、発行済株式総数は3,356,000株となっております。また、2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月1日～ 2021年5月31日	—	33,560	—	50,000	—	—

## (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,124	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,436	30,436	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	33,560	—	—
総株主の議決権	—	30,436	—

## ② 【自己株式等】

2021年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サイエンスアーツ	東京都新宿区 神楽坂4-1-1	3,124	—	3,124	9.31
計	—	3,124	—	3,124	9.31

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年9月1日から2021年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2021年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	323,980
売掛金	35,697
商品	8,414
貯蔵品	8
その他	8,239
流動資産合計	376,340
固定資産	
有形固定資産	12,864
投資その他の資産	15,197
固定資産合計	28,061
資産合計	404,401
負債の部	
流動負債	
買掛金	19,124
1年内返済予定の長期借入金	19,036
未払法人税等	217
前受収益	84,030
その他	26,255
流動負債合計	148,665
固定負債	
長期借入金	29,176
資産除去債務	3,220
その他	2,398
固定負債合計	34,794
負債合計	183,459
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	450,684
利益剰余金	△262,097
自己株式	△17,644
株主資本合計	220,942
純資産合計	220,942
負債純資産合計	404,401

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
売上高	240,071
売上原価	63,152
売上総利益	176,919
販売費及び一般管理費	286,648
営業損失(△)	△109,729
営業外収益	
受取利息	3
受取褒賞金	2,727
その他	13
営業外収益合計	2,744
営業外費用	
支払利息	469
為替差損	396
その他	28
営業外費用合計	894
経常損失(△)	△107,879
税引前四半期純損失(△)	△107,879
法人税、住民税及び事業税	217
法人税等調整額	△287
法人税等合計	△70
四半期純損失(△)	△107,808

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
減価償却費	1,246千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2020年11月26日開催の取締役会決議に基づき、2020年11月27日を払込期日とする自己株式の処分を行いました。この結果、当第3四半期累計期間において資本剰余金が48,483千円増加、自己株式が1,666千円減少し、当第3四半期会計期間末において資本剰余金が450,684千円、自己株式が17,644千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	Buddycom 事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	232,085	232,085	7,986	240,071	—	240,071
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	232,085	232,085	7,986	240,071	—	240,071
セグメント利益又は損失(△)	△114,538	△114,538	4,809	△109,729	—	△109,729

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ALTIBASE事業であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△35円53銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△107,808
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△107,808
普通株式の期中平均株式数(株)	3,034,199
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 2021年8月11日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付をもって株式分割を行っております。また、2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付をもって定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割方法

2021年8月10日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	33,560株
今回の分割により増加する株式数	3,322,440株
株式分割後の発行済株式総数	3,356,000株

##### (3) 株式分割の効力発生日

2021年8月11日

##### (4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

#### 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

株式会社サイエンスアーツ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小堀 一実 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

伊藤 裕之 

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイエンスアーツの2020年9月1日から2021年8月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年9月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイエンスアーツの2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上